

（仮称）八尾市こども計画 基本理念（案）

本市ではこれまで、子どもの権利を尊重し、こどもの安全・生命を守るため、児童虐待防止等に取り組み、こどものこころの発達を守り、自立を支援してきました。

令和5（2023）年4月に施行されたこども基本法では、こどもの意見表明権を保障し、こどもに関する政策を決める際には、こどもや子育て当事者の意見を聴くこと、さらには意見を反映することが、国と地方自治体に義務付けられたところです。

本市でも、こども基本法にのっとり、以下の基本理念のもとでこどもに関する施策を展開します。

基本理念

こどものこえを聴き、こどものしあわせをいちばんに考える

『みんなでつくる“こどもまんなか”やおのまち』

こどもにとって最もよいことが何かを考え、こどものことをまんなかに据える「こどもまんなか社会」の実現にむけて、子どもや若者、保護者や子育て支援団体など、当事者一人ひとりの意見を聴き、その意見を施策に反映する取り組みを市全体で推進します。

また、すべてのこども施策において、こどもの幸せを最優先に考えるとともに、すべてのこどもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、「子どもの権利」を尊重する視点に立った取り組みを行います。

さらに、これらの取り組みの推進にあたっては、関係する行政機関が連携して取り組むことはもとより、子育て支援等に取り組む団体・個人など地域で活動する多様な主体とも連携・協働して、切れ目なくこども施策を展開します。

本計画では、上記基本理念に以下の7つの視点で取り組みを進めます。

[→裏面へ](#)

【本計画における用語の定義】

国のこども基本法では、「「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいう」と定義されました。

一方、本計画は、さまざまな法令等に基づくものであることから、原則として以下のとおり表記します。

- ・「こども」・・・子どもだけでなく若者を含みます。ただし、子ども、若者を明確に打ち出したい場合や法令・固有名詞については、「子ども」「若者」の語を用います。
- ・「子ども」「児童」・・・0歳から18歳未満の者
- ・「若者」・・・おおむね18歳から39歳までの者

なお、各施策では一部異なる表記となっている場合があります。

(基本理念を実現するための7つの視点)

本市では、これまで「みんなでつくる子どもの未来と幸せ」を掲げ「すべての子どもの人権が尊重されていきいきと育ち、子どもの生きる力を育てる学校・地域づくり」「すべての子育て家庭が、安全で安心して子育てできるしくみづくり」「親と地域がつながり、子どもが主体的に地域にかかわり、子どもとともに親も育っていけるように地域が子育てを支援するしくみづくり」を基本理念とし、さまざまな取り組みを行いました。

これまでの取り組みを活かしながら、「みんなでつくる“こどもまんなか”やおのまち」の実現に向け、7つの視点で取り組みを進めます。

1 「こども目線で考える」視点

こどもを権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、こどもの権利を保障し、こどもの最善の利益を図ります。

※子どもの権利条約の4つの柱・・・生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利

2 「こどものこえを聴く」視点

こどもや子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めます。

3 「こどもの成育環境をまもる」視点

良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、すべてのこどもが幸せな状態で成長できるよう支援します。

4 「途切れることなく支援する」視点

こどもや子育て当事者を取り巻く地域、学校園、子育て支援事業者等の気づきを受け止め、予防的な支援を展開していくとともに、切れ目なく、重なり合う寄り添い支援が提供できるよう包括的な相談支援体制のさらなる強化を図ります。

5 「こどものチャレンジを応援する」視点

若い世代が夢や希望をもてるよう生活の基盤の安定を図るとともに、夢の実現に向けたチャレンジをサポートします。

6 「こどもがつながる居場所をつくる」視点

自己肯定感や自己有用感を高め、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態(ウェルビーイング)で成長し、こどもが本来持っている主体性や創造力を十分に発揮して社会で活躍していけるよう、こどもの視点に立った多様な居場所づくりを推進します。

7 「地域全体でこどもや子育て当事者を支える」視点

地域住民、企業、社会福祉法人等のさまざまな主体とともに地域資源の開拓を進め、地域全体で、こどもや子育て当事者を見守り支える体制をつくります。